

特定非営利活動法人 日本教育再興連盟 職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本教育再興連盟(以下「ROJE」という)就業規則第1条に基づき、職員の給与等に関する事項について定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、職員として採用された者に対して適用する。

(給与等の定義)

第3条 給与は、職員の職務の質ならびに職員の勤務成績および勤務態度、勤務条件により決定する。

2 この規程で給与とは、労働の対価として職員に支払われるものをいう。

(均等待遇)

第4条 同一賃金同一労働を原則とし、職員の国籍、信条、又は社会的身分を理由として、給与において差別的取扱いをすることはしない。

(給与の決定)

第5条 給与は別表に基づき、理事会がこれを定めるものとする。

(給与の構成)

第6条 職員の給与の種類は、次に掲げるものとする。

1. 基本給
2. 時間外勤務手当
3. 休日勤務手当
4. 通勤手当
5. 勤勉手当
6. 深夜労働割増賃金
7. 深夜労働割増賃金

(給与の計算期間及び締切日)

第7条 給与計算期間は、毎月1日から末日までとする。

(給与の計算期間及び支払日)

第8条

1. 給与は毎月25日に支払う。但し、支払日が日曜日の場合はその翌日、土曜日・祝日など銀行が休日の場合はその翌日に支払う。
2. 計算期間の途中で採用され、または退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割り計算して支払う。
3. 第2項の規定にかかわらず、退職による場合、出産、疾病、災害等により費用を必要とする場合は、すでに労働した時間に相当する賃金を支払日前に支給することがある。

(給与の支払方法)

第9条

1. 給与は、通貨によって直接本人に支払う。但し、職員が希望した場合は、その指定する金融機関の口座又は証券総合口座に振り込むことによって支払うものとする。
2. 口座振り込みを希望する職員は、給与の振り込みを受ける金融機関の口座を連盟に届け出なければならない。

(給与からの控除)

第10条 給与の支払いに当たって、次に掲げる各号のものを控除する。但し、パートタイム職員については、法に規定されているものに限り控除する。

1. 給与所得税及び住民税
2. 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料

(賃金の改定)

第11条 賃金の改定(昇給または降給)は、会社の業績および従業員の勤務成績を考慮して決定する。

(時間外・休日勤務手当)

第12条

1. 就業規則第27条の時間外・休日勤務を命じた職員には、理事会で定めた手当を支給しなければならない。
2. 割増賃金は、別表の算式により計算して支給する。各式における基準内賃金は労働基準法に定めるところによる。ただし労働基準法第41条に定める管理監督者については第1号及び第2号の割増賃金は支給しない。

(通勤手当)

第13条

1. 通勤手当は、公共交通機関を利用して通勤する者に対して、連盟が合理的と認めた経路の6ヶ月分の定期代を、6ヶ月で月割りした金額1ヶ月分を支給する。
2. 通勤にかかる実費が、前項の定めによる金額を下回る場合は、実費を支給する。
3. 職員は、引越し等により通勤経路を変更する場合又は運賃改定に伴い定期券代が変更になった場合、即刻連盟に届け出るものとする。
4. 前項の場合、団体は前項の事情が生じた月の翌月からの分について、金額の変更に基づく定期券代を支給する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 令和5年10月1日より別表を改定する。

附 則

- 1 令和6年4月1日より別表を改定する。

別表

(基本給)

【同一賃金同一労働】

月給 180,000～650,000円

日給 9,600円～64,000円

時給 1,200円～8,000円

(時間外・休日勤務手当)

一 時間外労働割増賃金(法定労働時間を超えて労働させた場合)

$$\frac{\text{基準内賃金}}{\text{1か月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

二 休日労働割増賃金(法定休日に労働させた場合)

$$\frac{\text{基準内賃金}}{\text{1か月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$